

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

このたびは、春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金（春日部市ふるさと納税）にご寄附をいただきまして、誠にありがとうございます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告が不要な給与所得者等の方で、ふるさと納税をする自治体が5団体以下の場合に、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる制度です。

ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税の軽減相当額を含め、住民税からまとめて控除されます（確定申告を行った場合と同額が控除されます）。

ワンストップ特例の適用を希望する方は、別紙「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入のうえ、下記のとおり申請期限までにご提出ください。

【注意事項】


- ① 5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、譲渡所得、医療費控除、雑損所得等のために確定申告を行う必要のある方は、確定申告書にふるさと納税を記載してください。
- ② 申請書の提出後、住所、氏名等の変更があった場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書事項変更届出書」の提出が必要です。

記

- 1 申請書の提出期限 寄附をした翌年の1月10日まで（必着）
- 2 申請書類
 - ① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
 - ② 個人番号カードの写し等（裏面参照）
- 3 申請書提出方法 郵送
- 4 申請書送付先 〒344-8577 春日部市役所 シティセールス広報課
(所在地記載不要)

裏面もご覧ください

※ 申告特例申請書（専用様式）と一緒に、以下のA・B・Cのいずれかの書類を添付してください。

A	<p>個人番号カードの写し (※両面)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div> <p style="text-align: right;">1点</p>
B	<p>●番号通知カードまたは、住民票（個人番号記載のもの） 1点 +</p> <p>●<u>顔写真付き本人確認書類</u> 1点</p> <p>【主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顔写真付き資格証明書（国や県等の公的機関が証明するものに限る） <p style="text-align: right;">} 合計 2点</p>
C	<p>●番号通知カードまたは、住民票（個人番号記載のもの） 1点 +</p> <p>●<u>顔写真付きでない本人確認書類</u> 2点</p> <p>【主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証 ・ 国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証 ・ 私立学校教職員共済制度の加入者証 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生証、社員証 ・ 写真のない資格証明書（国や県等の公的機関が証明するものに限る） ・ 母子健康手帳 ・ 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 ・ 納税証明書 ・ 印鑑登録証明書 <p style="text-align: right;">} 合計 3点</p>

※ 本人確認書類ついて、住所変更等が裏面に記載されている場合は、必ず裏面もコピーして下さい。

【問合せ】

春日部市役所 総合政策部シティセールス広報課

シティセールス推進担当 TEL 048-796-5985（直通）